

Press Release

熊 本 労 働 局 発 表 令和3年12月24日(金) 14:00 解禁

報道関係者 各位

【照会先】

熊本労働局 職業安定部 職業対策課 課 長 中田 順士 障害者雇用担当官 垣野内 英典 (電話) 0 9 6 - 2 1 1 - 1 7 0 4

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

熊本労働局(局長 木下 正人)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、 令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主に対し、 常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率。民間企業の場合は2.3%。)以上の障害者 を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神 障害者の雇用状況について、厚生労働省が障害者の雇用義務がある事業主などに報告を求 めているものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>(法定雇用率 2.3%)

- 雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新。
 - ・ 雇用障害者数は 4,654.5 人と前年より 2.6%増加。また、実雇用率は 2.41%(前年 比 0.06 ポイント上昇)。
 - 法定雇用率達成企業の割合は56.5%(前年比2.3ポイント減少)。

<公的機関> (同 2.6%。 都道府県等の教育委員会は 2.5%。) ※ () は前年の値

- 県の機関、市町村の機関、教育委員会の雇用障害者数、実雇用率とも前年を上回る。
 - ・ 県 の 機 関:雇用障害者数152.0人(149.0人)、実雇用率2.82%(2.78%)
 - ・ 市町村の機関:雇用障害者数 512.0人(479.5人)、実雇用率 2.47% (2.38%)
 - ・ 教 育 委 員 会:法定雇用率2.5%が適用される熊本県・熊本市

雇用障害者数 382.5 人(360.0 人)、実雇用率 2.83% (2.66%)

<特殊法人>(同2.6%)※()は前年の値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
 - · 雇用障害者数 90.0 人(81.0 人)、実雇用率 2.81% (2.53%)

【熊本労働局の対応】

このような状況を踏まえ、熊本労働局においては、次のとおり指導の一層の強化を図ることとします。

- 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用率を達成すべき立場にあることから、未達成の機関は、障害者採用計画通報書を作成することとされており、当該採用計画の着実な推進を図るためのヒアリング実施、労働局幹部職員による機関のトップに対する指導等を行います。
- ◎ 民間企業に対する法定雇用率達成に向けた指導の強化を図っており、指導基準に基づき、当該企業を管轄する公共職業安定所長から障害者雇入れ計画の作成を命じました。

当該雇入れ計画の着実な推進及び効果的な達成を図るため、不足数の多い企業に対しては、労働局幹部職員による指導等を実施します。

特に、不足数が 0.5 人または 1 人である企業 (1 人不足企業) 及び障害者を 1 人も 雇用していない企業 (0 人雇用企業) を重点指導対象とし、トライアル雇用等、各種 助成金制度・雇用支援策の活用等による障害者雇用の促進を図ります。

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 (43.5人以上規模の企業:法定雇用率2.3%) に雇用されている障害者の 数は 4,654.5人で、前年より2.6%増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は 2,806.5人(対前年比0.8%増)、知 的障害者は1,128.5人(同1.2%増)、精神障害者は719.5人(同13.4%増)と、すべ ての障害において前年より増加した。
- ・ 実雇用率は2.41%(前年は2.35%)と0.06ポイントの上昇となった。一方で、法 定雇用率達成企業の割合は56.5%(同58.8%)と2.3ポイントの減少となった。

【総括表1、詳細表I-1】

〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5人~100人未満、100人~300人未満、1,000人以上の規模で前年より増加し、300人以上500人未満、500人以上1,000人未満の規模で前年より減少した。
- 実雇用率については、全ての企業規模において前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合については、全ての企業規模において前年を下回った。

【詳細表 I - 2 】

〇 産業別の状況

- ・ 産業別における雇用されている障害者の数は、「医療・福祉」の 1,649.0 人(前年比 61.5 人増加)が最も多く、「製造業」の 1,067.5 人(前年比 18.5 人増加)、「卸売業、小売業」 579.5 人(前年比 18.5 人減少)と続いている。
- ・ 実雇用率については、「医療・福祉」(3.09%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(3.08%)、「運輸業・郵便業」(2.74%)、「宿泊業、飲食サービス業」(2.61%)において民間企業全体の2.41%を上回っている。

なお、「情報通信業」(1.24%)、「不動産業、物品賃貸業」(1.41%)、「金融業・保険業」(1.70%)、「教育・学習支援業」(1.88%) などにおいて法定雇用率(2.3%) を下回っている。 【詳細表 I - 3】

〇 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和3年の法定雇用率未達成企業は576社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業 (1人不足企業) が、426社と74.0%を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、360社と未達成企業に占める割合は、62.5%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関 (法定雇用率2.6%)

熊本県の機関に在籍する障害者の数は152.0人(前年149.0人)、実雇用率については2.82%(前年2.78%)でともに前年を上回った。

【総括表1 (1)・詳細表Ⅱ−1・Ⅲ−1】

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

市町村の機関に在籍する障害者の数は 512.0 人(前年 479.5 人)、実雇用率については 2.47%(前年 2.38%)であり、障害者の数、実雇用率ともに前年より増加した。63機関中 47機関が達成している。

【総括表1(2)·詳細表Ⅱ-2·Ⅲ-2·3】

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会

法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会に在籍する障害者の数は 382.5 人(前年 360.0 人)、実雇用率については 2.83%(前年 2.28%)であり、ともに前年を上回って、2機関とも法定雇用率を達成している。

【総括表1 (3)·詳細表Ⅱ-3·Ⅲ-4】

(4) 特殊法人(法定雇用率2.6%)

特殊法人に雇用されている障害者の数は90.0人(前年81.0人)、実雇用率については2.81%(前年2.53%)といずれも前年を上回り、3機関とも法定雇用率を達成している。

【総括表 2 ・詳細表 II − 4 ・III − 5 】

【総括表】

地方公共団体における在職状況

(1) 熊本県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関の数	⑤ 達成割合
熊本県の機関	5, 392. 0人	152.0人	2.82%	4 / 4	100.0%
熊 本 岳仍機関	(5,351.0人)	(149.0人)	(2.78%)	(4 / 4)	(100.0%)

(2) 市町村(教育委員会含む)の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	20,693.0人	512.0人	2. 47%	47 / 63	74.6%
1月14月7月後展	(20,170.5人)	(479.5人)	(2.38%)	(40 / 62)	(64.5%)

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
法定雇用率	13, 523. 0人	382.5人	2.83%	2 / 2	100.0%
2.5%の機関	(13,532.5人)	(360.0人)	(2.66%)	(1 / 2)	(50.0%)

特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数		③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人等	3, 207. 0人	90.0人	2.81%	3 / 3	100.0%
付外伍八守	(3,199.5人)	(81.0人)	(2.53%)	(2 / 3)	(66.7%)

- 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員 が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害 者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数で
 - 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者・知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度 知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度障害者以外の身体及び知的並びに精神障害者 である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。 ただし、平成30年4月1日から、精神障害者である短時間労働者については、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3

年以内の場合、令和5年3月31日までの間は、0.5人とカウントするところ、1人とカウントを行う。

- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。

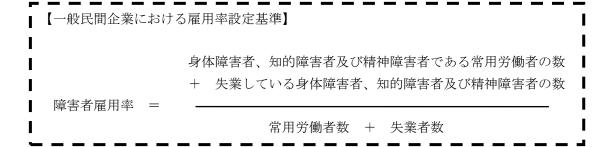
◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

		一般の民間公	上 棄	•••••	2.3%
民間企業		(43.5人以	以上規	見模の企業)	
		特殊法人等	• • • • • •		2.6%
		(労働者数	数38.5	5人以上規模の特殊法人	
		独立行政	汝法人	、、国立大学法人等)	
	民間企業	民間企業	民間企業	民間企業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一般の民間企業 (43.5人以上規模の企業) 特殊法人等 (労働者数38.5人以上規模の特殊法人 独立行政法人、国立大学法人等)

- 都道府県等の教育委員会 …… 2.5% (40人以上規模の機関)
- ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。



- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇 用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体 障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の場合、0.5人とカウントするところ、1人とカウントを行う。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告(毎年6月1日の状況)

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

雇入れ計画作成命令(2年計画)

翌年1月を始期とする2年間の計画(※) を作成するよう、公共職業安定所長が命令 を発出(同法第46条第1項)

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な 実施を勧告(計画1年目12月)(同法第46 条第6項)

特別指導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施(計画期間終了後に9か月間)

企業名の公表

(同法第47条)

注:不足数の特に多い企業等については、当該企業の幹部に対し、労働局幹部による 直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和2年度の実績
 - *「雇入れ計画作成命令」の発出 ……… 6社
- 雇入れ計画を実施中の企業 …………… 16社(2年度末現在)

(空白)

【詳細表】

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況

〈目次〉

	1	概要	
		(1) 民間企業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
		(2) 障害種別雇用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	О
	2	企業規模別の雇用状況	
		(1) 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
		(2) 障害種別雇用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	3	産業別の雇用状況	
		(1) 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
		(2) 障害種別雇用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
		(3) 製造業における雇用状況(概要) ・・・・・・・・・・ 1	4
		(4) 製造業における障害種別雇用状況 ・・・・・・・・・・ 1	5
	4	民間企業における雇用状況の推移 ・・・・・・・・・・・・ 1	6
П	地 1 2 3 4 5	方公共団体等における在職状況 熊本県の機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8 8
Ш	公 1	的機関等の状況 熊本県の機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	0
	2	市町村の教育委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	0
	3	市町村の機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	4	法定雇用率2.5%が適用される教育委員会・・・・・・・・・・2	2
	5	特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2

I 民間企業における雇用状況

1 概要

(1) 民間企業の概要

1	2			③ 障割	害者の数			4	5	6
企業数	法定雇用	Α.	В.	С.	D.	Ε.		実雇用率	法定雇用	法定雇用
	障害者数	重度身体	重度身体	重度以外	重度以外の	計	F.	E÷②	率達成企	率達成企
	の算定の	障害者及	障害者及	の身体障	身体障害者	$A \times 2 +$	うち新規	×100	業の数	業の割合
	基礎とな	び重度知	び重度知	害者、知	及び知的障	B+C+	雇用分			
	る労働者	的障害者	的障害者	的障害者	害者並びに	$D \times 0.5$				
	数		である短	及び精神	精神障害者					
			時間労働	障害者	である短時					
			働者		間労働者					
企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
1, 325	192, 911. 5	821	191	2, 429	785	4, 654. 5	386. 5	2. 41	749	56. 5
(1, 289)	(193, 123. 0)	(823)	(164)	(2,472)	(505)	(4, 534. 5)	(433. 5)	(2. 35)	(758)	(58.8)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業する ことが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
 - ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分としてカウントしている。 3 ③A欄・C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B欄・D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働 者である。
 - 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - ①平成29年6月2日以降に採用された者であること。
 - ②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。
 - 5 ③D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
 - 6 ③F欄の「うち新規雇用分」とは、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
 - 7 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別雇用状況

1		2	身体障	管害者の	数			3	知的降	章害者の)数		④ 精神障害者の数			
障害者	Α.	В.	С.	D.	Ε.		Α.	В.	С.	D.	Ε.		С.	D.	Ε.	
の数	重度身	重度身	重度以	重度以	計	F.	重度知	重度知	重度以	重度以	計	F.	精神	精神	計	F.
	体障害	体障害	外の身	外の身	$A \times 2$	うち	的障害	的障害	外の知	外の知	$A \times 2$	うち	障害	障害	C + D	うち
	者	者であ	体障害	体障害	+B+	新規	者	者であ	的障害	的障害	+B+	新規	者	者で	$\times 0.5$	新規
		る短時	者	者であ	+C+	雇用		る短時	者	者であ	+C+	雇用		ある		雇用
		間労働		る短時	$D \times 0.5$	分		間労働		る短時	$D \times 0.5$	分		短時		分
		者		間労働				者		間労働				間労		
				者						者				働者		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4, 654. 5	730	140	1, 125	163	2, 806. 5	162.0	91	51	754	283	1, 128. 5	97. 5	550	339	719. 5	127. 0
(4, 534. 5)	(717)	(125)	(1, 144)	(164)	(2, 785. 0)	(195. 5)	(106)	(39)	(753)	(222)	(1, 115.0)	(112.0)	(575)	(119)	(634. 5)	(126. 0)

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④E欄の計である。
 - 2 ②A欄の重度障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、② \sim ④D欄の身体、知的、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてE欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
 - 3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②B欄・D欄、③B欄・D欄及び④D欄は 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 - 4 ②F欄、③F欄及び④F欄の「うち新規雇用分」とは、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
 - 5 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。

2 企業規模別の雇用状況

(1) 概要

	1	2			3 1	章害者の数			4	⑤	6
	企業数	法定雇用	Α.	В.	С.	D.	Ε.		実雇用	法定雇	法定雇
		障害者数	重度身	重度身	重度以	重度以外	計	F.	率	用率達	用率達
		の算定の	体障害	体障害	外の身	の身体障	$A \times 2 +$	うち新	E÷2	成企業	成企業
		基礎とな	者及び	者及び	体障害	害者及び	B+C+	規雇用	×100	の数	の割合
区分		る労働者	重度知	重度知	者、知	知的障害	$D \times 0.5$	分			
		数	的障害	的障害	的障害	者並びに					
			者	者であ	者及び	精神障害					
				る短時	精神障	である短					
				間労働	害者	時間労働					
				者		者					
規模計	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
况假司	1, 325	192, 911. 5	821	191	2, 429	785	4,654.0	386. 5	2.41	749	56. 5
人	(1, 289)	(193, 123. 0)	(823)	(164)	(2, 472)	(505)	(4, 534. 5)	433. 5	(2. 35)	(758)	(58.8)
45.5∼	708	45, 229. 5	154	56	617	299	1, 130. 5	98.5	2.50	374	52.8
100未満	(661)	(43, 289. 5)	(138)	(45)	(587)	(180)	(998. 0)	(93.0)	(2.31)	(355)	(53.7)
100~	476	70, 718. 5	314	82	1,008	314	1, 875. 0	165. 0	2.65	305	64. 1
300未満	(482)	(70, 841. 5)	(323)	(62)	(1, 056)	(218)	(1, 873. 0)	(194. 5)	(2.64)	(319)	(66. 2)
300∼	81	26, 706. 0	116	19	297	73	584. 5	59. 5	2. 19	41	50.6
500未満	(85)	(27, 897. 5)	(126)	(18)	(316)	(43)	(607. 5)	(71.5)	(2.18)	(52)	(61.2)
500∼	49	28, 967. 5	119	25	293	83	597.0	24. 5	2.06	24	49.0
1000未満	(51)	(30, 741. 5)	(121)	(30)	(329)	(58)	(630.0)	(53.0)	(2.05)	(27)	(52.9)
1,000以上	11	21, 290. 0	118	9	214	16	467. 0	39. 0	2. 19	5	45. 5
1,000人工	(10)	(20, 353. 0)	(115)	(9)	(184)	(6)	(426.0)	(21.5)	(2.09)	(5)	(50.0)

(2) 障害種別雇用状況

(2)	,障音性別推用机机																
	1		2	身体區	章害者の	つ数			3	知的	障害者	の数		4	精神	障害者の	数
	障害者	Α.	В.	С.	D.	Ε.		Α.	В.	С.	D.	Ε.		С.	D.	Ε.	
	の数	重度身	重度身	重度以	重度以	計	F.	重度	重度知	重度以	重度以	計	F.	精神障		計	F.
		体障害 者	体障害 者であ	外の身 体障害	外の身 体障害	$A \times 2$	うち	知的	的障害 者であ	外の知 的障害	外の知的障害	$A \times 2$	うち	害者	害者で ある短	C + D	うち
区分		18	る短時	者	件障音 者であ	+ B +	新規	障害	る短時	者	者であ る短時	+ B +	新規		時間労	$\times 0.5$	新規
			間労働		る短時	C + D	雇用	者	間労働		間労働	C + D	雇用		働者		雇用
			者		間労働 者	×0.5	分		者		者	×0.5	分				分
					П	× 0. 0	73					× 0. 0	73				<i>)</i> 3
4¤ 4# ⇒1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	4, 654. 5	730	140	1, 125	163	2, 806. 5	162. 0	91	51	754	283	1, 128. 5	97. 5	550	339	719.5	127.0
人	(4, 534. 5)	(717)	(125)	(1, 144)	(164)	(2, 785. 0)	(195. 5)	(106)	(39)	(753)	(222)	(1, 115. 0)	(112.0)	(575)	(119)	(634. 5)	(126. 0)
45. 5∼	1, 130. 5	138	36	273	44	607.0		16	20	181	119	292.5		163	136	231.0	
100未満	(998. 0)	(124)	(33)	(259)	(43)	(561. 5)	***	(14)	(12)	(173)	(68)	(247.0)	***	(155)	(69)	(189. 5)	***
100~	1, 875. 0	260	63	432	71	1, 050. 5		54	19	380	120	567.0		196	123	257.5	
300未満	(1, 873. 0)	(253)	(50)	(440)	(77)	(1, 034. 5)	***	(70)	(12)	(398)	(117)	(608. 5)	***	(218)	(24)	(230.0)	***
300∼	584. 5	114	15	147	19	399.5		2	4	95	22	114.0		55	32	71.0	
500未満	(607. 5)	(122)	(13)	(151)	(21)	(418.5)	***	(4)	(5)	(93)	(12)	(112.0)	***	(72)	(10)	(77.0)	***
500∼	597.5	116	21	149	24	414.0		3	4	56	19	75. 5		88	40	108.0	
1000未満	(630.0)	(118)	(25)	(165)	(20)	(436.0)	***	(3)	(5)	(62)	(24)	(85. 0)	***	(102)	(14)	(109.0)	***
1,000以上	467.0	102	5	124	5	335. 5		16	4	42	3	79.5		48	8	52.0	
1,000人工	(426. 0)	(100)	(4)	(129)	(3)	(334. 5)	***	(15)	(5)	(27)	(1)	(62.5)	***	(28)	(2)	(29.0)	***

3 産業別の雇用状況

(1) 概要

	1	2			③ 障領	害者の数			4	5	6
	企業数	法定雇用	A.	В.	С.	D.	Ε.		実雇用	法定雇	法定雇
		障害者数	重度身	重度身	重度以	重度以外	計	F.	率	用率達	用率達
		の算定の	体障害	体障害	外の身	の身体障	$A \times 2 +$	うち新	E÷2	成企業	成企業
		基礎とな	者及び	者及び	体障害	害者及び	B+C+	規雇用	×100	の数	の割合
区 分		る労働者	重度知	重度知	者、知	知的障害	$D \times 0.5$	分			
		数	的障害 者	的障害	的障害	者並びに 精神障害					
			18	者であ る短時	者及び 精神障	者である					
				間労働	害者	短時間労					
				者		働者					
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	1, 325	192, 911. 5	821	191	2, 429	785	4, 654. 5	386.5	2. 41	749	56. 5
	(1, 289)	(193, 122. 5)	(823)	(164)	(2, 472)	(505)	(4, 534. 5)	(433. 5)	(2. 35)	(758)	(58.8)
農業、林業、	7	508. 5	1	0	7	0	9. 0	0.0	1. 77	5	71. 4
漁業、鉱業	(6)	(480. 5)	(2)	(0)	(5)	(0)	(9. 0)	(1.0)	(1.87)	(5)	(83. 3)
建設業	52	5, 217. 5	26	0	54	0	106. 0	11.0	2.03	30	57. 7
是似木	(46)	(4, 678. 5)	(22)	(0)	(47)	(0)	(91. 0)	(9.0)	(1.95)	(27)	(58. 7)
製造業	259	47, 453. 5	221	17	578	61	1,067.5	88.0	2. 25	158	61.0
表起未	(256)	(48, 148. 5)	(225)	(16)	(571)	(24)	(1,049.0)	(91. 5)	(2. 18)	(161)	(62. 9)
情報通信業	28	4, 147. 5	11	0	29	1	51.5	0.0	1. 24	9	32. 1
	(33)	(4, 520. 0)	(14)	(0)	(32)	(1)	(60. 5)	(3.0)	(1. 34)	(10)	(30. 3)
運輸業、	73	7, 955. 0	33	3	137	24	218.0	15.0	2.74	39	53. 4
郵便業	(72)	(8, 021. 5)	(35)	(1)	(127)	(13)	(204. 5)	(16.0)	(2.55)	(42)	(58. 3)
卸売業、	190	31, 174. 5	97	41	287	115	579. 5	36.0	1.86	76	40.0
小売業	(188)	(31, 855. 5)	(99)	(31)	(328)	(82)	(598. 0)	(47. 5)	(1.88)	(87)	(46. 3)
金融業、	14	4, 346. 0	20	0	33	2	74. 0	6.5	1. 70	5	35. 7
保険業	(13)	(4, 307. 5)	(20)	(0)	(30)	(1)	(70. 5)	(7.0)	(1. 64)	(6)	(46. 2)
不動産業、	23	2, 098. 5	7	2	12	3	29. 5	2.0	1.41	9	39. 1
物品賃貸業	(22)	(2, 341. 0)	(10)	(3)	(15)	(1)	(38. 5)	(8.5)	(1. 64)	(10)	(45. 5)
宿泊業、	37	3, 894. 5	14	8	55	21	101.5	11.5	2.61	22	59. 5
飲食サービス業	(36)	(4, 444. 5)	(12)	(7)	(58)	(21)	(99. 5)	(13. 5)	(2. 24)	(22)	(61. 1)
生活関連 サービス業、	35	5, 631. 5	24	7	109	19	173. 5	9.5	3. 08	17	48.6
娯楽業	(35)	(5, 429. 0)	(28)	(11)	(108)	(5)	(177. 5)	(13.0)	(3. 27)	(16)	(45. 7)
教育・学習	39	3, 810. 5	22	2	25	1	71. 5	5.0	1.88	19	48. 7
支援業	(35)	(3, 579. 0)	(20)	(2)	(23)	(1)	(65. 5)	(6.0)	(1.83)	(17)	(48. 6)
医療・福祉	424	53, 358. 0	268	83	803	454	1,649.0	132.0	3. 09	290	68. 4
区原 油油	(411)	(52, 638. 5)	(266)	(71)	(828)	(313)	(1, 587. 5)	(159. 5)	(3. 02)	(288)	(70. 1)
複合サービス業	28	7, 897. 0	29	1	102	4	163. 0	14. 5	2.06	7	25. 0
次ロップレク末	(28)	(8, 079. 5)	(30)	(1)	(101)	(4)	(164. 0)	(18.0)	(2.03)	(9)	(32. 1)
サービス業 (他に分類さ	95	13, 744. 0	43	27	188	76	339.0	53. 5	2. 47	55	57. 9
れないもの)	(88)	(12, 910. 0)	(35)	(21)	(191)	(37)	(300. 5)	(39. 5)	(2.33)	(51)	(58. 0)
その他(上記	21	1,675.0	5	0	10	4	22. 0	2.0	1. 31	8	38. 1
以外の産業)	(20)	(1, 689. 0)	(5)	(0)	(8)	(2)	(19.0)	(0.5)	(1. 12)	(7)	(35. 0)

(2) 障害種別雇用状況

	① ② 身体障					数			3	知的险	章害者の	数		4	精神區	章害者の	数
区分	障害者の数	A. 重度障害 者			D. 重外体者る間者 以身害あ時働	E. 計 A×2 +B+ C+D ×0.5	F ・ ち規用	A. 重度障害 者	者であ		D. 重外的者る間者 以知害あ時働	E. 計 A×2 +B+ C+D ×0.5	F・ち規用	C. 精神障 害者	D. 精書る間者 動時働	E. 計 C+D ×0.5	F・ち規用
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	4, 654. 5 (4, 534. 5)	730	140	1, 125 (1, 144)	163 (164)	2, 806. 5 (2, 785. 0)	162. 0 (195. 5)	91 (106)	(39)	754 (753)	283	1, 128. 5 (1, 115. 0)	97. 5	(575)	(119)	719. 5 (634. 5)	127. 0 (126. 0)
農業、林業、	9. 0	1	0	3	0	5. 0	(195. 5)	0	0	2	0	2. 0	(112.0)	2	0	2. 0	(120.0)
漁業、鉱業	(9.0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(6.0)	***	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	***	(1)	(0)	(1.0)	***
建設業	106. 0 (91. 0)	26	0	32	0 (0)	84. 0	***	0	0	2 (4)	0	2. 0	***	20 (13)	0	20. 0	***
製造業	1, 067. 5 (1, 049. 0)	213 (211)	15	291	13	738. 5	***	8 (14)	2 (2)	168	9 (8)	190. 5	***	119	39	138. 5	***
情報通信業	51. 5	11 (14)	0 (0)	13 (15)	1 (1)	35. 5	***	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4. 0	***	12 (13)	0 (0)	12. 0	***
運輸業、	218. 0	33	2	75 (co)	4	145. 0	***	0	1	47	10	53. 0	***	15	10	20. 0	***
郵便業 	(204. 5) 579. 5	(35)	31	(69)	(3)	(141. 5)		14	10	(39)	(9)	(43. 5) 162. 0		(19) 50	(1)	(19. 5) 69. 5	
小売業	(598. 0)	(83)	(25)	(140)	(38)	(350. 0)	***	(16)	(6)	(115)	(29)	(167. 5)	***	(73)	(15)	(80. 5)	***
金融業、保険業	74. 0 (70. 5)	20 (20)	0 (0)	25 (24)	2 (1)	66. 0 (64. 5)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0	***	8 (6)	0 (0)	8. 0	***
不動産業、物品賃貸業	29. 5	7	1 (2)	9 (11)	0	24. 0	***	0	1 (1)	0	1 (1)	1.5	***	3 (4)	2	4. 0 (4. 0)	***
宿泊業、飲食サービス業	101.5	9 (10)	6 (4)	27	5 (8)	53. 5 (58. 0)	***	5 (2)	2 (3)	21 (16)	7 (9)	36. 5	***	7 (12)	9 (4)	11. 5	***
生活関連サービス業、娯楽業	173. 5	19	3 (6)	31 (21)	4 (2)	74. 0	***	5 (8)	4 (5)	64 (71)	7 (3)	81. 5	***	14 (16)	8 (0)	18. 0	***
教育・学習	71.5	22	2	19	1	65. 5	***	0	0	2	0	2.0	***	4	0	4.0	***
支援業 	(65. 5) 1, 649. 0	(20)	56	340	71	(62. 5) 853. 5	***	57	(0)	283	192	(1. 0) 520. 0	***	180	191	(2. 0) 275. 5	***
	(1, 587. 5) 163. 0	(202)	(50)	(347)	(69)	(835. 5) 96. 5		(64)	(21)	(294)	(152)	(519. 0) 11. 5		(187) 55	(92)	(233. 0) 55. 0	
複合サービス業	(164. 0)	(30)	(1)	(38)	(3)	(100. 5)	***	(0)	(0)	(12)	(1)		***	(51)	(0)	(51. 0)	***
サービス業 (他に分類さ れないもの)	339. 0 (300. 5)	41 (33)	23 (20)	85 (86)	27 (23)	203. 5 (183. 5)	***	2 (2)	4 (1)	48 (41)	12 (10)	62. 0 (51. 0)	***	55 (64)	37 (4)	73. 5 (66. 0)	***
その他 (上記以外 の産業)	22. 0 (19. 0)	5 (5)	0 (0)	4 (4)	0 (2)	14. 0 (15. 0)	***	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0	***	6 (4)	4 (0)	8. 0 (4. 0)	***

(3) 製造業における雇用状況 (概要)

	1	2			③ 障領	害者の数			4	(5)	6
	企業数	法定雇用	Α.	В.	С.	D.	Ε.		実雇用	法定雇	法定雇
		障害者数	重度身	重度身	重度以	重度以外	計	F.	率	用率達	用率達
		の算定の	体障害	体障害	外の身	の身体障	$A \times 2 +$	うち新	E÷②	成企業	成企業
- A		基礎とな	者及び	者及び	体障害	害者及び	B + C +	規雇用	×100	の数	の割合
区分		る労働者	重度知	重度知	者、知	知的障害	$D \times 0.5$	分			
		数	的障害 者	的障害	的障害	者並びに					
			白	者であ る短時	者及び 精神障	精神障害 者である					
				間労働	害者	短時間労					
				者	пп	働者					
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	259	47, 453. 5	221	17	578	61	1, 067. 5	88. 0	2. 25	158	61. 0
	(256)	(48, 148. 5)	(225)	(16)	(571)	(24)	(1, 049. 0)	(91.5)	(2. 18)	(161)	(62.9)
食料品•	59	7, 636. 0	28	6	129	24	203. 0	14. 5	2.66	39	66. 1
たばこ	(63)	(7, 999. 0)	(33)	(11)	(129)	(12)	(212. 0)	(22.0)	(2. 65)	(43)	(68. 3)
繊維•衣服	11	1, 205. 5	5	1	19	3	31. 5	5. 0	2.61	9	81.8
和政小庄 4人川区	(11)	(1, 323. 5)	(5)	(0)	(19)	(3)	(30. 5)	(8.0)	(2. 30)	(9)	(81. 8)
木材・家具	12	992.0	1	1	10	0	13.0	1.0	1. 31	5	41.7
小 树 · 家兵	(12)	(1,012.5)	(0)	(1)	(7)	(0)	(8.0)	(1.0)	(0.79)	(3)	(25. 0)
パルプ・	16	1, 345. 0	6	0	11	0	23. 0	0.0	1.71	8	50.0
紙・印刷	(15)	(1, 353. 5)	(6)	(0)	(11)	(0)	(23. 0)	(1.0)	(1.70)	(7)	(46.7)
化学工業	21	4, 343. 0	17	2	61	6	100.0	15.0	2. 30	13	61. 9
10.1 == 1,1	(21)	(4, 331. 0)	(16)	(1)	(54)	(1)	(87. 5)	(13.0)	(2. 02)	(13)	(61.9)
窯業・土石	13	1, 661. 5	3	0	22	0	28.0	2.0	1.69	6	46. 2
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(13)	(1,696.0)	(3)	(0)	(22)	(0)	(28. 0)	(3.0)	(1.65)	(6)	(46. 2)
鉄鋼	1	44. 5	0	0	2	0	2.0	0.0	4. 49	1	100.0
	(1)	(46. 5)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)	(4. 30)	(1)	(100.0)
非鉄金属	2	900.5	7	0	7	0	21.0	0.0	2. 33	1	50.0
71000	(2)	(964. 5)	(8)	(0)	(12)	(0)	(28. 0)	(2.0)	(2.90)	(1)	(50.0)
金属製品	26	2, 954. 5	15	0	26	2	57. 0	5. 0	1. 93	12	46. 2
	(25)	(2, 873. 5)	(16)	(0)	(31)	(1)	(63. 5)	(9.5)	(2. 21)	(14)	(56.0)
電気機械	29	11, 353. 0	61	0	117	12	245. 0	9.0	2. 16	16	55. 2
-5 / 10/2/10/2	(26)	(11, 398. 0)	(64)	(0)	(121)	(2)	(250.0)	(9.0)	(2. 19)	(19)	(73. 1)
その他機械	44	9, 900. 0	57	2	108	8	228. 0	25. 5	2. 30	29	65. 9
	(43)	(9, 932. 0)	(51)	(0)	(103)	(2)	(206. 0)	(15.0)	(2. 07)	(27)	(62.8)
その他	25	5, 118. 0	21	5	66	6	116. 0	11.0	2. 27	19	76. 0
[]	(24)	(5, 218. 5)	(23)	(3)	(60)	(3)	(110. 5)	(8.0)	(2. 12)	(18)	(75.0)

(4) 製造業における障害種別雇用状況

区 分	1		2 4	身体障害	者の数			3 4	印的障害	者の数		4 *	青神障害	者の数
	障害者の数	A. 重度身 体障害 者	B. 重度障で 毎で 毎で 毎の 日 日 番 日 番 番 番 番 番 番 番 の の の の の も の も の も る も る も る も る も る も	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重外体者る間者 の障で短労働	E. 計 A×2 +B+ C+D ×0.5	A. 重度知 的障害 者	B. 重度障で 重度障で 毎 毎 の の の の の の の の の の の の の の の の の	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重外的者る間者 の地害あ時働	E. 計 A×2 +B+ C+D ×0.5	C. 精神障 害者	D. 精神者 多い時 一個 を 一個 で 短 労	E. 計 C+D ×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	1, 067. 5	213	15	291	13	738. 5	8	2	168	9	190.5	119	39	138. 5
	(1, 045. 0)	(210)	(14)	(304)	(15)	(745. 5)	(14)	(2)	(154)	(8)	(188. 0)	(110)	(3)	(111. 5)
食料品・	203.0	25	6	40	6	99. 0	3	0	72	6	81.0	17	12	23. 0
たばこ	(212. 0)	(24)	(9)	(36)	(7)	(96. 5)	(9)	(2)	(68)	(4)	(90.0)	(25)	(1)	(25. 5)
繊維工業	31. 5	4	1	8	1	17.5	1	0	7	0	9.0	4	2	5.0
和以作 上 未	(30. 5)	(4)	(0)	(9)	(2)	(18.0)	(1)	(0)	(8)	(0)	(10.0)	(2)	(1)	(2.5)
木材・家具	13.0	1	1	5	0	8.0	0	0	4	0	4.0	1	0	1. 0
小 树 · 家兵	(8.0)	(0)	(1)	(4)	(0)	(5.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(1)	(0)	(1.0)
パルプ・	23.0	6	0	6	0	18.0	0	0	2	0	2.0	3	0	3.0
紙・印刷	(19. 0)	(5)	(0)	(4)	(2)	(15.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(2)	(0)	(2.0)
化学工業	100.0	16	1	23	0	56. 0	1	1	12	0	15. 0	26	6	29. 0
11.于工来	(87. 5)	(15)	(1)	(24)	(0)	(55.0)	(1)	(0)	(12)	(1)	(14. 5)	(18)	(0)	(18.0)
窯業・土石	28. 0	2	0	15	0	19.0	1	0	5	0	7. 0	2	0	2.0
- 未来· 工石	(28.0)	(2)	(0)	(14)	(0)	(18.0)	(1)	(0)	(5)	(0)	(7.0)	(3)	(0)	(3.0)
鉄鋼	2.0	0	0	2	0	2.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0
水 人 水园	(2.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)
非鉄金属	21.0	7	0	4	0	18.0	0	0	0	0	0.0	3	0	3.0
升	(28.0)	(8)	(0)	(9)	(0)	(25.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(3)	(0)	(3.0)
金属製品	57. 0	14	0	12	0	40.0	1	0	7	0	9.0	7	2	8.0
並腐灸叩	(63. 5)	(15)	(0)	(15)	(0)	(45.0)	(1)	(0)	(7)	(0)	(9.0)	(9)	(1)	(9.5)
電気機械	245.0	61	0	87	2	210.0	0	0	13	1	13. 5	17	9	21.5
电叉機械	(250.0)	(64)	(0)	(93)	(1)	(221. 5)	(0)	(0)	(13)	(1)	(13. 5)	(15)	(0)	(15. 0)
その他機械	228. 0	56	1	56	1	169. 5	1	1	29	1	32. 5	23	6	26. 0
でいたので	(206. 0)	(50)	(0)	(56)	(0)	(156. 0)	(1)	(0)	(24)	(2)	(27. 0)	(23)	(0)	(23.0)
その他	116. 0	21	5	33	3	81.5	0	0	17	1	17. 5	16	2	17. 0
CVAIR	(110. 5)	(23)	(3)	(38)	(3)	(88. 5)	(0)	(0)	(13)	(0)	(13.0)	(9)	(0)	(9.0)

4 民間企業における雇用状況の推移

年	度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
企業	 美数	948	983	1, 112	1, 125	1, 131	1, 153	1, 182	1, 292	1, 317	1, 289	1, 325
雇用状況	常用労働者数	160, 236. 5	167, 380. 0	171, 634. 0	169, 741. 5	172, 027. 5	173, 634. 0	185, 250. 5	191, 304. 0	193, 167. 0	193, 123. 0	192, 911. 5
(人)	障害者数	3, 198. 0	3, 305. 0	3, 574. 0	3, 625. 0	3, 774. 5	3, 796. 5	4, 145. 0	4, 299. 5	4, 483. 5	4, 534. 5	4, 654. 5
雇用率	熊本県	2.00	1. 97	2. 08	2. 14	2. 19	2. 19	2. 24	2. 25	2. 32	2. 35	2. 41
(%)	全 国	1.65	1. 69	1. 76	1.82	1. 88	1. 92	1. 97	2.05	2. 11	2. 15	2. 20
達成企業の割合	熊本県	56. 5	54. 4	51. 5	52. 7	56. 3	57. 4	58. 9	55. 0	56. 9	58.8	56. 5
(%)	全 国	45. 3	46.8	42.7	44.7	47.2	48.8	50.0	45. 9	48.0	48.6	47.0

注 1 法定雇用率の推移

昭和62年以前~1.5%、昭和63年4月~1.6%、平成10年7月~1.8%、平成25年4月~2.0%、平成30年4月~2.2%、

令和3年3月~2.3%の法定雇用率となっている

2 算定対象となる障害者の推移

~昭和62年 …… 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~ ……… 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年 ~ …… 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~ …… 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)

平成23年~ …… 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (0.5カウント)

平成30年~ …… 精神障害者である短時間労働者であって、要件に該当する者に限り1人分とカウント

3 調査対象企業の推移

昭和63年~ …… 常用労働者数63人以上規模の企業 平成11年~ …… 常用労働者数56人以上規模の企業 平成25年~ …… 常用労働者数50人以上規模の企業 平成30年~ …… 常用労働者数45.5人以上規模の企業 令和3年~ …… 常用労働者数43.5人以上規模の企業

4 常用労働者の範囲

平成23年~ …… 常用労働者に短時間労働者 (週20時間以上30時間未満) を含める。 (0.5カウント)

民間企業の障害者実雇用率の推移



Ⅱ 地方公共団体等における在職状況

1 県の機関(法定雇用率2.5%)

	1	2			(3)	障害者の	の数			4	⑤	6
区分	機関数	法定 定 電 第 で 選 で 職 員 数 の な 数	A. 重障及度 重り者	B. 重体者重的者る間職度障及度障で短勤員身害び知害あ時務	C. 重外体者的者精害 度の障、障及神者 以身害知害び障	D. 重の害知者精者短務外障び害に害る勤	E. う年精害あ時務 3内障で短勤員	F. 計 A×2+ B+C+ (D-E)× 0.5+E	G. うち新 規雇用 分	実雇用 率 F÷② ×100	法定雇 用機 成数 の数	法定 用機 の割合
	機関数	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
機関計	4	5, 392. 0	38	12	52	18	6	152.0	7. 5	2.82	4	100.0
	(4)	(5, 351. 5)	(38)	(13)	(48)	(16)	(8)	(149.0)	(12.5)	(2. 78)	(4)	(100.0)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行い、③F欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者のうち「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。
 - 3 ③A欄・C欄は1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、③B欄・D欄は1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。
 - 4 ③G欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
 - 5 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。

2 市町村(教育委員会含む)の機関(法定雇用率2.5%)

	1)	2			3	障害者の	の数			4	⑤	6
区 分	機関数	法障の基で 定書算と 登職員 を職員	A. 重体者重的者 身害び知害	B. 重体者重的者る間職 度障及度障で短勤員 身害び知害あ時務	C.重外体者的者精害害度の障、障及神者者 以身害知害び障	D. 度身者的並神で時職 以体及障び障あ間員 外障び害に害る勤	E.う年精害あ時務 ち以神者る間職 3内障で短勤員	F. 計 A×2+ B+C+ (D-E)× 0.5+E	G. うち新 規雇用 分	実雇用 率 F÷② ×100	法定雇 用成機 の数	法用成の の割合
	機関数	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
機関計	63	20, 693. 0	111	21	240	46	12	512.0	33. 5	2. 47	47	74. 6
	(62)	(20, 170. 5)	(109)	(12)	(218)	(51)	(12)	(479. 5)	(37. 5)	(2.38)	(40)	(64. 5)
市町村	56	20, 132. 0	110	19	232	42	12	498. 0	30.0	2. 47	41	73. 2
1 1 1 1 1	(55)	(19, 613. 5)	(109)	(11)	(211)	(46)	(12)	(469.0)	(36. 5)	(2.39)	(36)	(65. 5)
市町村	7	561. 0	1	2	8	4	0	14. 0	3.5	2.50	6	85. 7
教育委員会	(7)	(557.0)	(0)	(1)	(7)	(5)	(0)	(10.5)	(1.0)	(1.89)	(4)	(57. 1)

注 Ⅱ1の表と同じ。

3 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会(法定雇用率2.5%)

		1	2			3	障害者の	数			4	5	6
		機関数	法定雇用	Α.	В.	С.	D.		F.		実雇用	法定雇	法定雇
			障害者数	重度身	重度身	重度以	重度以外		計	G.	率	用率達	用率達
			の算定の	体障害	体障害	外の身	の身体障	うち3	$A \times 2 +$	うち新	F÷2	成機関	成機関
			基礎とな	者及び	者及び	体障害	害者及び	年以内	B+C+	規雇用	×100	の数	の割合
\triangleright	分		る職員数	重度知	重度知	者、知	知的障害	精神障	(D-E) ×	分			
				的障害	的障害	的障害	者並びに	害者で	0.5+E				
				者	者であ る短時	者及び 精神障	精神障害 者である	ある短 時間勤					
					間勤務	害者	短時間勤	務職員					
					職員		務職員	初帆只					
							323 194						
		機関数	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
機	製計	2	13, 523. 0	73	29	126	110	53	382. 5	73. 0	2. 83	2	100.0
		(2)	(13, 532. 5)	(71)	(32)	(113)	(99)	(47)	(360.0)	(87. 0)	(2.66)	(1)	(50. 0)

注 Ⅱ1の表と同じ。

4 特殊法人等(法定雇用率2.6%)

	1	2			3	障害者の	数			4	5	6
区分	機関数	法定雇用 障害算定 多 選 登 数 数	A. 重体者重節 事害び知害	B. 重体者重的者る間者 度障及度障で短労 身害び知害あ時働	C. 重外体者的者精害 度の障、障及神者 以身害知害び障	D. 重の害知者精者短働外障び害に害る労	E. う 年精害 あ 時 務 報 書 る 間 職 員	F. 計 A×2+ B+C+ (D-E)× 0.5+E	G. うち新 規雇用 分	実雇用 率 F÷② ×100	法定 用 機関 の数	法定雇 用機 の割合
	機関数	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
機関計	3	3, 207. 0	36. 0	1. 0	15. 0	4. 0	0.0	90.0	7. 0	2. 81	3	100.0
	(3)	(3, 199. 5)	(31)	(3)	(13)	(5)	(1)	(81. 0)	(6.0)	(2.53)	(2)	(66. 7)

注 Ⅱ1の表と同じ。

5 地方公共団体等における障害種別雇用状況

1)		2	身体阿	章害者の	数			3	知的阿	章害者の	数			4 *	青神障害	者の数	
障害者	Α.	В.	С.	D.	Ε.		Α.	В.	С.	D.	Ε.		С.	D.		F.	
の数	重度身体	重度身体	重度以外	重度以外	計	F.	重度知的	重度知的	重度以外	重度以外	計	F.	精神障害	精神障害	Ε.	計	G.
	障害者	障害者で	の身体障	の身体障	$A \times 2 +$	うち新規	障害者	障害者で	の知的障	の知的障	$A \times 2 +$	うち新規	者	者である	うち3年	C +	うち新規
		ある短時	害者	害者であ	B+C+	雇用分		ある短時	害者	害者であ	B + C +	雇用分		短時間職	以内	(D-E)	雇用分
		間職員		る短時間	$D \times 0.5$			間職員		る短時間	$D \times 0.5$			員		$\times 0.5$	
				職員						職員						+E	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1, 136. 5	237	63	296	73	869. 5	47. 5	21	0	31	24	85. 0	15. 5	106	81	71	182	59. 0
(1, 069. 5)	(230)	(93)	(251)	(72)	(840.0)	(66. 5)	(19)	(16)	(5)	(22)	(70.0)	(17. 5)	(87)	(77)	(68)	(159. 5)	(71. 0)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④F欄の計である。
 - 2 ②A欄の重度障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、②D欄、③D欄及び④D欄の短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして②E欄、③E欄及び④F欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。ただし、④E欄の「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者については、1人とカウントする。
 - 3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、②B欄及びD欄、③B欄及びD欄、及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。
 - 4 ②F欄、③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者の数である。
 - 5 () 内は、令和2年6月1日現在の数値である。

Ⅲ 公的機関等の状況

1 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5, 392. 0	152.0	2.82	0.0	
熊本県知事部局	4, 772. 0	135.0	2.83	0.0	
熊本県企業局	41. 5	1.0	2. 41	0.0	
熊本県病院局	74. 0	2.0	2. 70	0.0	
熊本県警察本部	504. 5	14. 0	2.78	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に 占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数・知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間以外の重度身体障害者・重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者のうち「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 市町村の教育委員会(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	561.0	14. 0	2. 50	1.0	
水俣市教育委員会	97. 5	2. 0	2.05	0.0	
菊池市教育委員会	159. 0	4. 0	2. 52	0.0	
山都町教育委員会	80. 5	2. 0	2. 48	0.0	
和水町教育委員会	46. 0	1. 5	3. 26	0.0	
益城町教育委員会	60.0	2. 5	4. 17	0.0	
御船町教育委員会	75. 0	2. 0	2. 67	0.0	
多良木町教育委員会	43.0	0.0	0.00	1.0	

注 Ⅲ1の表と同じ。

3 市町村(教育委員会除く)の機関(法定雇用率2.6%)

	3 刊叫竹(秋月3	①法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる職員数				備考
	合 計	20, 132. 0	498. 0	2.47	30. 5	
1	熊本市	5, 028. 5	130.0	2. 59		
2	八 代 市	1, 379. 5	37. 5	2.72		特例認定あり(教育委員会・水道局含む)
3	人 吉 市	412.5	13. 0	3. 15		特例認定あり (教育委員会含む)
4	荒 尾 市	408.0	10.0	2.45		特例認定あり(教育委員会・企業局・監査委員含む)
5	水俣市	279. 0	6.5	2. 33	0.5	
6	玉 名 市	639. 0	14. 0	2. 19	2.0	特例認定あり(教育委員会含む)
7	天草市	1, 244. 0	34. 0	2.73		特例認定あり(教育委員会含む)
8	山鹿市	714. 5	18.5	2.59		特例認定あり(教育委員会含む)
9	菊 池 市	529. 0	9.0	1.70	4.0	
10	宇 土 市	356.0	9.0	2.53		特例認定あり (教育委員会含む)
11	上天草市	304.0	8.0	2.63		特例認定あり (教育委員会含む)
12	宇 城 市	590. 5	13. 5	2.29	1.5	特例認定あり(教育委員会含む)
13	合 志 市	468.5	12.5	2.67		特例認定あり(教育委員会含む)
14	阿蘇市	361.0	9.0	2.49		特例認定あり (水道局、教育委員会含む)
15	美里町	129. 0	3. 0	2.33		
16	玉東町	70. 5	0.0	0.00	1.0	
17	和水町	192. 5	8. 0	4. 16		
18	南関町	152. 5	3.0	1. 97		特例認定あり(教育委員会含む)
19 20	<u> </u>	119. 0 360. 0	5. 0 8. 0	4. 20 2. 22	1. 0	特例認定あり(教育委員会含む)短時間勤務職員1名の採用、短時間勤務職員1名の採用、短時間勤務職員1名から手帳取得の申し出があり、障害者雇用数9.0人、実雇用率
21	 菊陽町	229. 0	7. 0	3. 06	1.0	2.50%となり、不足数は0.0人となっている。
22	南小国町	110. 5	2.0	1.81		
23	小 国 町	127. 5	3. 5	2.75		
24	産 山 村	69. 0	1.0	1.45		
25	高 森 町	145.0	5. 0	3.45		
26	南阿蘇村	157. 0	3. 0	1.91	1.0	
27	西 原 村	103.0	2.0	1.94		
28	御船町	206. 0	5. 0	2.43		
29	嘉 島 町	122.0	3.0	2.46		
30	益城町	346. 0	2. 5	0.72	5.5	
31	甲佐町	129. 5	3.0	2.32		
32	山都町	314. 5	11. 0	3. 50		
33	氷川町	190. 5	2.0	1.05	2.0	
34 35	芦北町	216. 0	5. 0	2. 31 2. 93		
36	津奈木町 	119. 5 152. 0	3. 5 5. 0	3. 29		
37	あさぎり町	209. 5	5. 0	2. 39		
38	多良木町	115. 0	3.0	2. 61		
39	湯前町	58. 0	3. 0	5. 17		
40	水上村	56. 0	1. 0	1. 79		
41	相良村	66. 5	1. 0	1.50		
42	五木村	55. 0	1.0	1.82		
43	山江村	79. 0	2.0	2.53		
44	球 磨 村	104. 5	4.0	3.83		
45	苓 北 町	85. 5	1. 0	1. 17	1.0	
46	熊本市交通局	73. 5	2.0	2. 72		
47	熊本市上下水道局	474. 0	13. 5	2.85		
48	熊本市病院局	416. 5	11.5	2. 76		
49	荒尾市民病院	359. 0	9.0	2. 51	1 0	
	天草市病院事業部	250. 0	5. 0	2.00	1.0	
-	山鹿市民医療センター	181. 0	3.0	1.66	1.0	
52 53	阿蘇医療センター 和水町立病院	92. 5 56. 0	1. 5 1. 0	1. 62 1. 79	0.5	
54	上天草総合病院	155. 0	5. 0	3. 23		
-	国保水俣市立総合医療センター	443. 5	6.0	1. 35	5. 0	
-	球磨郡公立多良木病院事業団	327. 5	4. 5	1. 37	3. 5	
_	田9のまり目に				٠,٠	

注 Ⅲ2の表と同じ。

4 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	13, 523. 0	382.5	2.83	0.0	
熊本県教育委員会	9, 627. 0	282.0	2. 93	0.0	
熊本市教育委員会	3, 896. 0	100.5	2. 58	0.0	

注 Ⅲ1の表と同じ。

5 特殊法人等(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3, 207. 0	90.0	2.81	0.0	
国立大学法人熊本大学	2, 538. 0	72.0	2. 84	0.0	
地方独立行政法人 くまもと県北病院機構	556. 0	16.0	2.88	0.0	
公立大学法人 熊本県立大学	113. 0	2. 0	1. 77	0.0	

注 Ⅲ1の表と同じ。